

様式第5号（第6条関係）

令和 2 年 7 月 10 日

羽曳野市議会議長 様

会派名 公明党
代表者名 笠原 由美子
 議員名



（ 令和2 年度 第 1 四半期 ） 政務活動費収支報告書

羽曳野市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、政務活動費の交付の対象となる政務活動費に要した収入及び支出について、下記のとおり報告します。
記

1 収入

交付済額 0 円

2 支出

項目	金額	政務活動費を充てた主な経費	※ 第1四半期から 第4四半期の合計金額
調査研究費			
研 修 費			
広 報 費	41,800	羽曳野市市政報告通信発行費	
広 聴 費			
要請、陳情活動費			
会 議 費			
資料作成費	63,381	コピー機リース費・印刷費	
資料購入費	8,150	新聞購読料	
計	113,331		

※第4四半期の実績報告を行う場合は、第1四半期から第4四半期の合計金額を記入すること。

様式第6号 (第6条関係)

(令和2 年度 第 1 四半期) 政務活動費支出内訳書

会派名 公明党

経理責任者 笠原 由美子








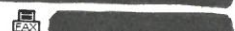
議員名



項目	広 報 費			
支払年月日	使 途	金 額 (円)	内 訳	添付書類番号
2020年5月12日	市政報告通信代	15,400	つうどう義弘通信2020年5月号	広報-1
2020年5月14日	市政報告通信代	26,400	笠原由美子通信2020年春号	広報-2
(小計)				
合 計		41,800		

様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

支出内容	広報費：市議会・市政報告「つうどう義弘通信」2020年5月号 作成費	
支出額	15,400円	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：)) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ())
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	円	
(按分： %)		
1,500枚 14,000円+1,400円(消費税) = 15,400円		
<p>～ 領 収 書 ～</p> <p>羽曳野市議会 公明党議員団 通堂義弘 様 R2年5月12日</p> <p>¥ 15,400.-</p> <p>上記の通りに領収いたしました</p> <p>つうどう通信5月号 印刷・デザイン。(お名前等)有) A4 1/4 .1500枚</p> <p> 〒  番  号  房) ☎  ☎  http://harumi-art.com ✉ info@harumi-art.com</p>		

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。

2020年5月号
(会派・公明党)



つうどう義弘 通信



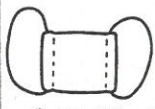
定期刊行物

通 堂 よしひろ

発行元:羽曳野市議会議員 通堂 義弘 羽曳野市西浦2-1724-50 ☎072-957-5737 Fax:072-921-1091

みなさま、こんにちは!

日頃は大変お世話になっております。新型コロナウイルス感染者急増を受け、不要不急の外出自粛を呼びかけるなど、警戒が強まっています。全国的にもオーバーシュートの恐れが指摘されています。こまめに石鹸での手洗いや手指のアルコール消毒で、一人ひとりが感染から身を守る行動で、この危機的状況乗り越えて行きましょう。



新型コロナウイルス感染症に便乗した、身に覚えのない商品の送り付けにご注意下さい。また、給付金詐欺情報が出回っております。お気を付け下さい。少しでもおかしいと感じたら、

ご相談ください。

【裏面におもな支援策を掲載しておりますのでご参照下さい。】



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についての要望書

羽曳野市議会公明党議員団は、4月17日(火)

北川嗣雄市長に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望を行いました。

要望の内容は、①所得制限なしの一律10万円給付に対するスムーズな取り組み。②直通の臨時相談ダイヤル・相談窓口の一元化の開設設置。③経済的打撃を大きく受けている、子育て世代の支援策の検討。一など7項目を要望致しました。



市長からは、早急に取り組むとお返事を頂き、緊急事態措置に関する本市の対応情報や、市民、事業者の皆さまの相談に迅速に答えられるコールセンターを開設して頂きました。

2020年度(令和2年)予算上の主な事業

令和2年度の予算概要のお知らせ致します。

・歴史的建造物を活用した施設整備並びに、羽曳野版DMOの設立推進事業。
旧オキナ酒造跡を活用した資料室・宿泊をはじめ多目的に活用出来る交流館。

・(仮称)西部こども未来館整備事業。(コロセアム東側)認定こども園整備/3歳保育の充実

・GIGAスクール構想整備事業。
学校ICT環境の充実。



校内通信ネットワーク整備。
児童生徒一人一台の端末を導入。

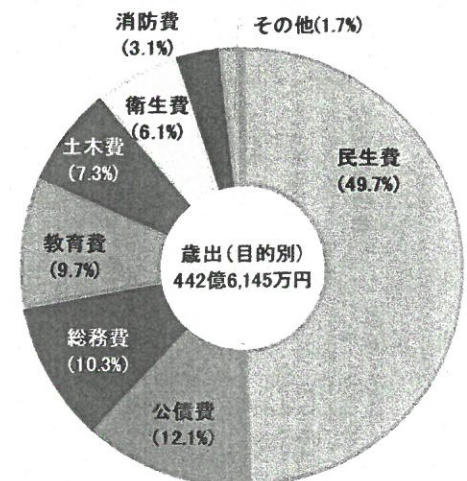


・市民会館改修に向けた基本計画の策定。

令和2年度予算

総計:848億9235万円 一般会計:442億6145万円

令和2年度羽曳野市一般会計予算
歳出の内訳(構成比)





新型コロナウイルス感染症に伴うおまな支援策まとめ

個人・世帯向け

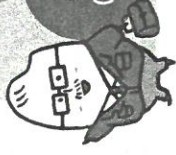


給付 (もらえらる)	新型コロナウイルスで影響を受けているすべての方に 離職等で住居を失った・失うおそれがある 子育て世帯で家計が大変
貸付 (かりる)	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない 収入が減って家計の維持が難しい
猶予 (支払延長)	市区町村民税・固定資産税が支払えない 国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない 公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない 住宅ローンが支払えない

特別定額給付金 ※	一律1人10万円を給付 <small>住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人</small>
住居確保給付金 ※	家賃実費支給 (例) 2人世帯で月6万4000円以上(東京都) 支給期間: 原則3カ月(最長9カ月)
子育て・臨時特別給付金 ※	児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付
高等教育修学支援制度	授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金
緊急小口資金(特別貸付)	貸付上限: 10万円 (特に必要な場合は~20万円) 据置期間: 1年以内、償還期間: 2年以内
総合支援資金(特別貸付)	無利子 無保証 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間: 1年以内、償還期間: 10年以内 原則3カ月まで
猶予	自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定 自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定 国民健康保険は免除制度あり 支払期限を延長 (事業者向けにも支払い猶予あり) 今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

総務省コールセンター	03-5638-5855 9:00~18:30(土日祝除く)
羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策コールセンター	072-947-0112 9:00~17:30(土日祝除く)
羽曳野市役所 社会福祉協議会	072-958-2315 10:00~16:00(土日祝除く)
羽曳野市役所 ことども課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
日本学生支援機構	0570-666-301 9:00~20:00(土日祝除く)
羽曳野市社会福祉協議会	072-958-2315 10:00~16:00(土日祝除く)
厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」	0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝含む)
羽曳野市役所 税務課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
羽曳野市役所 保険年金課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
各電気・ガス・水道・電話等事業者	
各金融機関または金融庁相談ダイヤル	0120-156811 10:00~17:00(土日祝除く)

事業主向け



給付 (もらえらる)	自粛などで業績が悪化(売上げ半減) 従業員に休んでもらう場合 従業員に子どもがいる場合 フリーランスで子どもがいる場合
貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい
猶予 (支払延長)	法人税や消費税などの納税が難しい※ 社会保険料が支払えない

持続化給付金 ※	2020年で特に厳しい(1~12月)の売上上げが前年比50%減の場合 その月の売上げを年換算した額を、前年1年間の売上げから5割の減額を給付 上限: 中小200万円、個人事業100万円
雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動
小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賞金相当額を助成
小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス (会社を営んで働く仕事をする保護者) 1日あたり4,100円(定額)を助成
無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年
セーフティネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資を限度額までご利用の方に、与信枠を大幅拡充/保証料・利息を減免(最大ゼロ金利)
マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上で売上減少で融資限度額: 別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ (商工会議所等の推薦が必要)
法人税や消費税、基本的にすべての税	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も
健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

経済産業省 中小企業 金融 給付金相談窓口	0570-783-183 9:00~17:00(土日祝含む)
厚生労働省 コールセンター	0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝含む)
日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
民間金融機関※	
取引のある金融機関 または最寄りの信用保証協会	
日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
富田林税務署	0721-24-3281 8:30~17:00(土日祝除く)
健康保険協会または組合・日本年金機構	


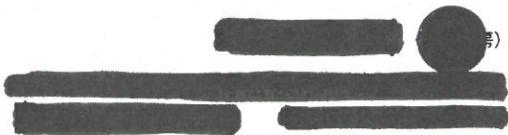
※羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策コールセンターの設置(☎072-947-0112)
※「特別定額給付金事業推進チーム」が設置されています!!

羽曳野市の取組



様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

支出内容	広報費：市議会・市政報告「笠原由美子通信」2020年 春号 作成費	
支出額	26,400円	※消耗品の場合
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	円	【使用場所の区分】
(按分： %)		<input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室
		<input type="checkbox"/> 議員事務所
		<input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所
		<input type="checkbox"/> その他
		(所在地：)
		<input type="checkbox"/> 自宅内事務所
		<input type="checkbox"/> その他 ()
1,500枚	24,000円+2,400円(消費税) = 26,400円	
<p>～ 領 収 書 ～</p> <p>羽曳野市議会 公明党議員団 R2年5月14日 <u>笠原由美子</u> 様</p> <p>¥26,400.-</p> <p>上記の通りに領収いたしました 笠原由美子通信 2020年春号 印刷：Tサザン株式会社 A4 1/4 1500枚</p>		
  http://harumi-art.com info@harumi-art.com		

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。



— Kasahara Yumiko —

笠原由美子 通信

2020年
春号 発行

公明党羽曳野支部 笠原由美子市政相談所
羽曳野市南恵我之荘 1-4-3
TEL: 072-954-7848
E-mail: yumi2002@iris.eonet.ne.jp



会派・公明党
NEW KOMIITO
公明党

皆様こんにちは、笠原由美子です

第3次世界大戦とも揶揄される「新型コロナウイルス感染症」が長い期間猛威を振るい、羽曳野市に於いても9名の方の感染が確認されています。皆様におかれましては、日々お子さんを家族を大切な方を守る為、必死になって感染予防策対策に取り組んで頂いていると思います。中でも医療従事者の方、そのご家族の日々の努力は「有り難うございます」の言葉だけでは、済まされない事と認識しています。私も元歯科衛生士として、患者さまの口腔衛生に従事してきましたので、その一端のご苦労は想像を超えるものが有ります。

今程、市民・国民がラグビーW杯で日本代表がスローガンにしていた「ONE TEAM(ワンチーム)」に成り切り、この難局を乗り切らなくてはならないと思います！どうか共に最大限の感染予防「手洗い・うがい・マスク」そして3密・換気の悪い《密閉》空間・多数が集まる《密集》場所・間近で会話や発声をする《密接》行動を避けてください。私は市民の皆さまをお守りする事を日々考え行動に移す中で「健康！羽曳野市」を更に構築する為にも頑張ります。

羽曳野市の
新型コロナウイルス感染症に
関するお知らせのサイトです。



「新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策についての要望書」を提出

4月17日 公明党市会議員団で北川市長に、今、全人類が経験した事の無い、コロナウイルスの脅威に対して、全英知を注ぎ対応いただき、市民と一丸となってこの難局を乗り越えて行くべきと考え下記の6項目を、要望しました。



要望内容

1. 確かな情報の発信と市民の不安払拭に全力で取り組む事。
2. 国からの生活支援臨時交付金(仮称) 交付については、事務事業が基礎自治体に委ねられることから速やかな交付が出来るよう万全の対策を図る事。
3. 市民の相談に迅速に答えられるよう、直通の臨時相談ダイヤルまた相談窓口の一元化を図り、庁舎1階に相談窓口の開設設置する事。
4. 経済的打撃を大きく受けている。子育て世代の支援策として、取り組める施策の検討を早急に進める事。
5. 長期休暇を余儀なくされた子ども達に対する心身のケアやSNS等のトラブルを防止するためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の体制整備と拡充を図る事。
6. 子ども達(小中学生)に布製のマスクを配布する事。
7. 所得制限なしの一律10万円の給付がスムーズに行える様取り組む事。

3月議会 代表質問質疑内容

- ① 行財政改革大綱の取り組みについて
- ② 高齢者の引きこもり対策と外出促進の移動支援について質問
- ③ 町会内にある、未利用地の行政財産を特別な条件で災害用備蓄倉庫として町会が活用出来ないか質問
- ④ 災害時、災害避難場所での災害適応自動販売機の設置計画を質問
- ⑤ 妊産婦が抱える悩みに助産師また専門家による相談支援など産後ケアの事業内容を質問
- ⑥ 住宅困窮者対策で市営向野住宅の建て替え時に、住宅困窮者の入居が出来ないか質問
- ⑦ 高齢者の補聴器で、障害認定の境目の方への助成について質問
- ⑧ 介護家族フォロー教室的な取り組みについて質問
- ⑨ ロタウイルスワクチン予防接種の円滑な実施について質問
- ⑩ 未就学児の教育・保育施設の施設長寿命化計画の策定について質問
- ⑪ 創業支援補助金事業の開始の目的と女性の創業・就労支援を質問
- ⑫ 市の玄関口、古市駅西側における世界遺産登録後の取り組みについて質問
- ⑬ マイナンバーカードを活用した消費生活活性化策について質問



善意の真心で公立保育園に
マスクを寄付して頂きました！
ありがとうございました！





新型コロナウイルス感染症に伴うおもしろな支援策まとめ

個人・世帯向け



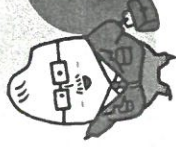
新型コロナウイルスで影響を受けているすべての方に	特別定額給付金 ※ 一律1人10万円を給付 <small>住民基本台帳に記載(4/27以降)されているすべての人</small>
離職等で住居を失った・失うおそれがある	住居確保給付金 ※ 家賃等支給 (例) 2人世帯で月6万4000円が上限(東京都) 支給期間: 原則3カ月(最長9カ月)
子育て世帯で家計が大変	児童手当の臨時特別給付金 ※ 児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付
失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	高等教育修学支援制度 授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金
収入が減って家計の維持が難しい	緊急小口資金(特別貸付) 貸付上限: 10万円 (特に必要な場合は~20万円) 据置期間: 1年以内、償還期間: 2年以内 無利子 無保証 総合支援資金(特別貸付) 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間: 1年以内、償還期間: 10年以内 原則3カ月まで
市区町村民税・固定資産税が支払えない	自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない	自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定 国民健康保険は免除制度あり
公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない	支払期限を延長 (事業者向けにも支払い猶予あり)
住宅ローンが支払えない	今後の利払い、返済スケジュールの変更について相談が可能

給付
(もらえる)

貸付
(かりる)

猶予
(支払延長)

事業主向け



感染拡大防止のための休業等の協力に対する「協力金」を支給する自治体もあります(東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県など)	持続化給付金 ※ 2020年7月に申し込む(10~12月)の売上上げが前年比50%減の場合、その月の売上上げを年換算した額を、昨年1年間の売上上げから引いた減少分を給付 上限: 中小200万円、個人事業100万円
自粛などで業績が悪化(売上げ半減)	雇用調整助成金(コロナ特別) 休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動
従業員に休んでもらう場合	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賞金相当額を助成
従業員に子どもがいる場合	小学校等休校で休業したフリーランス (委託を受けて働く人で世帯主を除く) 1日あたり4,100円(定額)を助成
フリーランスで子どもがいる場合	フリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成
資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資 (借り換えも可) コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年 信用保証付き融資を限度額までご利用の方に、与信枠を大幅拡充/保証料/保証料を減免(最大ゼロ金利) 前年比5%以上で売上減少で、融資限度額: 別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ (商工会議所等の推薦が必要)
法人税や消費税などの納税が難しい	法人税や消費税、基本的にすべての税 収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予、固定資産税は軽減措置も
社会保険料が支払えない	健康保険料や厚生年金保険料が猶予 事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

給付
(もらえる)

貸付
(かりる)

猶予
(支払延長)

総務省コールセンター	03-5638-5855 9:00~18:30(土日祝除く)
羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策コールセンター	072-947-0112 9:00~17:30(土日祝除く)
羽曳野市役所 社会福祉協議会	072-958-2315 10:00~16:00(土日祝除く)
羽曳野市役所 こども課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
日本学生支援機構	0570-666-301 9:00~20:00(土日祝除く)
羽曳野市社会福祉協議会 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」	072-958-2315 10:00~16:00(土日祝除く) 0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝含む)
羽曳野市役所税務課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
羽曳野市役所 保険年金課	072-958-1111 9:00~17:30(土日祝除く)
各電気・ガス・水道・電話等事業者	
各金融機関または 金庫行相談ダイヤル	0120-156811 10:00~17:00(土日祝除く)

経済産業省 中小企業 金融・給付相談窓口	0570-783-183 9:00~17:00(土日祝含む)
厚生労働省 コールセンター	0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝含む)
日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
民間金融機関※	
取引のある金融機関 または最寄りの信用保証協会	
日本政策金融公庫	0120-154-505 9:00~19:00(土日祝除く)
富田税務署	0721-24-3281 8:30~17:00(土日祝除く)
健康保険協会または組合・日本年金機構	



*羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策コールセンターの設置(☎072-947-0112)
*「特別定額給付金事業推進チーム」が設置されています!!

羽曳野市の取組

様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

支出内容	資料作成費：コピー機のリース料	
<p>支出額 <u>115,344円</u></p> <p>※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額</p> <p><u>57,672円</u></p> <p>(按分： 50%)</p>	<p>※消耗品の場合</p> <p>【使用場所の区分】</p> <p><input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室</p> <p><input type="checkbox"/> 議員事務所</p> <p><input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (所在地：)</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅内事務所</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
<p>複合機リース料：4月～6月分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月分：35,600円+2,848円=38,448円 (1/2 19,224円) ・ 5月分：35,600円+2,848円=38,448円 (1/2 19,224円) ・ 6月分：35,600円+2,848円=38,448円 (1/2 19,224円) <p style="text-align: right;">計 115,344円 (1/2 57,672円)</p>		

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。

支払証明書

番号	支払年月日	項目	支払額(円)	支払先	使途及び支払内容	領収書を徴し得ない理由	備考
①	2020年4月3日	資料作成費	19,224	三井住友 トラストファイナンス	コピー機のリース代	銀行口座自動引き落の為	38,448円×按分率1/2
②	2020年5月7日	資料作成費	19,224	三井住友 トラストファイナンス	コピー機のリース代	銀行口座自動引き落の為	38,448円×按分率1/2
③	2020年6月3日	資料作成費	19,224	三井住友 トラストファイナンス	コピー機のリース代	銀行口座自動引き落の為	38,448円×按分率1/2
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							

上記のとおり相違ないことを証明します。

2020年7月10日

会派名 公明党

代表者名又は議員名 笠原由美子

※按分により政務活動費の支出を行った場合には、「備考」欄に支払総額及び按分割合を記載すること。

様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

支出内容	資料作成費：(ネットシステム)	
支出額	3,437円	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	1,718円	
(按分： 50%)		
コピー機 3月カウンター料		

領 収 証

No. 001221

2020年4月27日

公明党羽曳野市議団 様

金額 ¥ 3,437 -

但し 3月分カウンター料として

上記の金額正に領収いたしました

収 入
印 紙

内 訳
税 抜 金 額
消 費 税 額 等 (%)

ネットシステム株式会社

〒584-0034

大阪府東淀川区中田1-10-12

TEL: (07) 7611-7611(代)

FAX: (07) 7611-7650

担当印

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。
 ※補足事項があるときは、余白に記入すること。

領収書等貼付用紙

支出内容	資料作成費：(ネットシステム)	
支出額	3,043円	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	1,521円	
(按分： 50%)		
コピー機 4月カウンター料		

領 収 証

No. 001231

2020年5月26日

公明党羽曳野市議員 様

金額

¥3,043-

但し 4月分カウンター料として

上記の金額正に領収いたしました

収 入
印 紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

ネットシステム株式会社
 〒584-0036
 大阪府富田 1-10-12
 TEL: (072) 7611(代)
 FAX: (072) 7611-37650

担当印



※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。

領収書等貼付用紙

支出内容	資料作成費：(ネットシステム)	
支出額	4,940円	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	2,470円	
(按分： 50%)		
コピー機 5月カウンター料		

領 収 証

No. 001245

公明党羽曳野市議団様

2020年6月26日

金額

¥ 4,940 -

但し5月分カウンター料として

上記の金額正に領収いたしました

収入
印紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

ネットシステム株式会社
 〒584-0036
 大阪府富田町 田1-10-12
 TEL.(07) 7611(代)
 FAX.(07) 7650

担当印

※1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。

様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙







支出内容	資料購入費：(日本教育新聞)							
支出額 <u>5,400円</u> ※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額 <u>円</u> (按分： %)	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()							
令和2年4月分～5月分 32,400円÷12ヶ月×2ヶ月=5,400円								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">No. 056283</td> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <p style="font-size: 1.2em; margin: 5px 0;">通堂 義弘 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> 金額 ¥32,400- </div> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">但し購読料2019/6月～2020/5月として 2019年 6月 10日 (コンビニエンスストア払)</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">上記の金額正に領収致しました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">印 収 紙 入</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">株式会社 日本教育新聞社</p> <p style="font-size: 0.8em;">東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">扱 者 印</div> </div> </td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 10px;">  </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> ※上記発行先・金額の訂正は無効です。 </td> </tr> </table>			No. 056283	<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <p style="font-size: 1.2em; margin: 5px 0;">通堂 義弘 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> 金額 ¥32,400- </div> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">但し購読料2019/6月～2020/5月として 2019年 6月 10日 (コンビニエンスストア払)</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">上記の金額正に領収致しました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">印 収 紙 入</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">株式会社 日本教育新聞社</p> <p style="font-size: 0.8em;">東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">扱 者 印</div> </div>		※上記発行先・金額の訂正は無効です。		
No. 056283	<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <p style="font-size: 1.2em; margin: 5px 0;">通堂 義弘 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> 金額 ¥32,400- </div> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">但し購読料2019/6月～2020/5月として 2019年 6月 10日 (コンビニエンスストア払)</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">上記の金額正に領収致しました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">印 収 紙 入</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.1em;">株式会社 日本教育新聞社</p> <p style="font-size: 0.8em;">東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 0.8em;">扱 者 印</div> </div>							
※上記発行先・金額の訂正は無効です。								

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。

様式第8号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

支出内容	資料購入費：(日本教育新聞)																			
支出額	2,750円	※消耗品の場合 【使用場所の区分】 <input type="checkbox"/> 議会棟内会派控室 <input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議会に届け出ている事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地：) <input type="checkbox"/> 自宅内事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()																		
※按分する場合 支出額のうち政務活動費として計上する額	円																			
(按分： %)																				
令和2年6月分 33,000円÷12ヶ月×1ヶ月=2,750円																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">No. 057541</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">領 収 証</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">通堂 義弘 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金額 ¥ 33,000-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">但し購読料2020/6月~2021/5月として 2020年 6月 12日 (クレジットカード決済)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記の金額正に領収致しました</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印 収 紙 入</td> <td style="text-align: center;">株式会社 日本教育新聞社 東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025</td> <td style="text-align: center;">扱 者 印 </td> </tr> </table>			No. 057541	領 収 証			通堂 義弘 様			金額 ¥ 33,000-			但し購読料2020/6月~2021/5月として 2020年 6月 12日 (クレジットカード決済)			上記の金額正に領収致しました		印 収 紙 入	株式会社 日本教育新聞社 東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025	扱 者 印 
No. 057541	領 収 証																			
	通堂 義弘 様																			
	金額 ¥ 33,000-																			
	但し購読料2020/6月~2021/5月として 2020年 6月 12日 (クレジットカード決済)																			
	上記の金額正に領収致しました																			
印 収 紙 入	株式会社 日本教育新聞社 東京都港区白 10 〒108-8638 電話 025	扱 者 印 																		
※上記発行先・金額の訂正は無効です。																				

※1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

※補足事項があるときは、余白に記入すること。